

伊賀市水道事業経営戦略 2017



2018(平成 30)年 3 月

伊賀市上下水道部

伊賀市水道事業年表

	主な歩み	諸計画の策定
1934 (S9)	上野町水道事業創設(S11給水開始)	
1954 (S29)	阿保町簡易水道事業創設・給水開始	
1961 (S36)	伊賀町(前川簡易水道事業)創設・給水開始 大山田村簡易水道事業創設(S40広瀬給水開始)	
1966 (S41)	阿山村簡易水道事業創設(S43河合給水開始) 島ヶ原村簡易水道事業創設(S42給水開始)	
1967 (S42)	※川上ダム予備調査開始	
1992 (H4) .10 .1	※川上ダム建設所発足	
1993 (H5) .1 .26		※「川上ダム建設事業実施計画」認可
1996 (H8) .10		伊賀地域7市町村から三重県知事へ「広域的水道整備計画策定」の要請
1998 (H10) .3		三重県「西部広域圏広域的水道整備計画」を策定
1999 (H11) .1	三重県企業庁「伊賀水道用水供給事業」に着手	
1999 (H11) .10 .26		※「川上ダム建設事業実施計画(第1回変更)」認可 (伊賀市利水参画量0.6m ³ /秒)
2004 (H16) .11 .1	市町合併により「伊賀市」誕生 守田浄水場に水道部発足(伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山の各事業所)	
2006 (H18) .3 .31	島ヶ原・大山田事業所廃止	
2006 (H18) .4 .1	水道部事業所再編(伊賀阿山事業所、青山事業所の2事業所体制)	
2008 (H20) .3		「伊賀市水道事業基本計画(地域水道ビジョン)」策定
2009 (H21) .3	伊賀水道用水供給事業によるゆめが丘浄水場完成 (施設能力:28,750m ³ /日)	
2009 (H21) .3 .31	守田水源廃止(守田浄水場運転停止)	
2009 (H21) .4 .1	ゆめが丘浄水場運転開始(三重県企業庁)	
2009 (H21) .6 .1	水道部事務所をゆめが丘浄水場に移転	
2009 (H21) .12 .25	※国のダム検証対象事業入り	
2010 (H22) .4 .1	三重県企業庁より伊賀水道用水供給事業の有償資産譲渡(約87.3億円)	伊賀市水道事業創設認可 (上水道事業(3事業)、簡易水道事業(13事業)、伊賀水道用水供給事業を統合)
2010 (H22) .10 .1	市内水道料金の統一	
2011 (H23) .2 .28		※「川上ダム建設事業実施計画(第2回変更)」認可 (伊賀市利水参画量0.358m ³ /秒に見直し)
2012 (H24) .3 .31	伊賀阿山事業所廃止	
2014 (H26) .8 .25	※川上ダム建設事業の継続決定	
2015 (H27) .3 .31		※「川上ダム建設事業実施計画(第3回変更)」認可 (事業費1,180億円、工期H34年度)
2015 (H27) .4 .1	水道お客様センター開設(業務委託)	
2017 (H29) .3		「伊賀市水道事業基本計画(水道事業ビジョン)」策定
2017 (H29) .4 .1	上下水道部に組織改編	

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 水道事業のあゆみ	1
3. 事業概要	2
(1) 事業の現況	
(2) これまでの主な経営健全化の取組	
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	
4. 将来の事業環境	5
(1) 給水人口の予測	
(2) 水需要の予測	
(3) 料金収入の見通し	
(4) 施設の適正化の見通し	
(5) 組織の見通し	
5. 経営の基本方針	9
6. 投資・財政計画（収支計画）	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）	
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
7. 経営戦略の進捗管理	15
別紙1 水道料金収入と企業債償還金・ダム負担金の支出の見通し	16
別紙2 投資・財政計画（収支計画）（法適用企業・収益的収支）	17
別紙3 投資・財政計画（収支計画）（法適用企業・資本的収支）	18

1. 策定の趣旨

本市水道事業は、2004（平成 16）年の市町村合併後、旧 6 市町村の水道事業がそれぞれ抱えていた様々な課題に取り組むため、2008（平成 20）年 3 月に「伊賀市水道事業基本計画（地域水道ビジョン）」（計画期間：H19 年度～H30 年度までの 12 年間）を策定し、水道事業の統合をはじめとする新たな事業展開を進めてきました。そうした中、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験を踏まえた抜本的な危機管理対策の見直し等、水道を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じてきたことから求められる課題に対応していくため、これまでの基本計画を長期的な視点で見直し、2017（平成 29）年 3 月に「伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）」（計画期間：H29 年度～H43 年度までの 15 年間）を策定しました。

新たに策定した水道事業ビジョンでは、本市の水道事業を取り巻く環境の総合分析を行い、その上で川上ダムを水源とし、三重県企業庁の伊賀水道用水供給事業（伊賀広域水道）において建設され、2010（平成 22）年 4 月に有償譲渡（約 87.3 億円）を受けたゆめが丘浄水場（現在 6 割の稼働率）と、そこから各支所管内まで整備を終えている耐震性を有する送水管路を最大限活用することで、災害に強く安定した水道、水質など安全管理が行き届き、できるだけ薬品量を軽減したおいしい水道、さらに現状の水道料金を長期にわたって維持できる水道事業を目指しています。

今後、給水人口の減少に伴い水需要が減少していく中で、老朽化が進む水道施設の更新事業に多額の費用が必要となり、水道事業の経営環境はますます厳しさを増すことが予想されます。

このような厳しい経営環境の中で持続可能な水道事業を運営するために、必要となる施設や設備のアセットマネジメント※を行いながら更新事業を平準化し、そのために必要な財源を確保しつつ、収入と支出が均衡する収支計画を立て、経営の効率化・健全化に取り組む必要があることから、**「伊賀市水道事業経営戦略」（計画期間：H29～H43 年度までの 15 年間）**を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るものです。

※アセットマネジメント：水道施設のライフサイクルを勘案した長期的な視点で資産（施設や管路）管理を行い、更新改良の見込みと財政計画を整合させていく活動

2. 水道事業のあゆみ

伊賀市水道事業は、1934（昭和 9）年に上野市街地において水道事業が創設されたのが始まりで、それ以降、水道の普及に伴う水需要の増加等により給水規模の拡大を進めてきました。

2004（平成 16）年 11 月に上野市、伊賀町、阿山町、島ヶ原村、大山田村、青山町の 6 市町村が合併した後、2010（平成 22）年 4 月に市内各地域の上水道事業（3 事業）と簡易水道事業（13 事業）を事業統合し、これらの水道事業が保有していた施設に加え、三重県企業庁により計画された伊賀水道用水供給事業の供給対象が伊賀市単独となったことに伴い、同庁からゆめが丘浄水場及び取水・送水施設などの有償譲渡を受け、事業を継承するなど、水道事業の経営は拡大してきました。

また、水道料金については、合併前の旧市町村ごとで料金体系が異なっていましたが、2010（平成 22）年 10 月に料金を統一すべく、料金改定を行いました。

3. 事業概要

(1) 事業の現況

1) 給 水

(2017 (平成 29) 年 3 月末現在)

供用開始年月日	1936 (昭和 11) 年 7 月	計画給水人口	95,900 人
法適 (全部・財務) ・非適の区分	法適 (全部)	現在給水人口	92,821 人
		有収水量密度	0.543 千 m^3 /ha

※計画給水人口、現在給水人口は住民基本台帳人口を基に算出

2) 施 設

(2017 (平成 29) 年 3 月末現在)

水 源	☒ 表流水 ☒ ダム ☒ 伏流水 ☒ 地下水 ☐ 受水 ☐ その他			
施 設 数	浄水場設置数	21	管 路 延 長	1,374.1 千 m
	配水池設置数	70		
施 設 能 力	71,023 m^3 /日		施 設 利 用 率	55.4%

3) 料 金

本市の水道事業の料金体系は、水道メーター口径別に基本料金を設定し、使用した水量は従量料金として単価設定しています。また、公衆浴場用、臨時用には別に基本料金と従量料金を定めています。

1 ヶ月あたりの使用水量が 10 m^3 以下の従量料金を抑え、使用水量の少ない世帯の負担が少なくなるように料金を設定しています。

表 3-1 水道料金表 (2010 (平成 22) 年 10 月 1 日改定)

基本料金 (消費税込み)			従量料金 (消費税込み)		
一 般 用	水道メーター口径	1 カ月あたり料金	使用水量 (1 カ月あたり)		1 m^3 あたり単価
	ϕ 13mm	648 円	1~10 m^3 まで		86.4 円
	ϕ 20mm	972 円	11~30 m^3 まで		194.4 円
	ϕ 25mm	2,160 円	31~60 m^3 まで		259.2 円
	ϕ 30mm	3,240 円	61~100 m^3 まで		280.8 円
	ϕ 40mm	5,400 円	101~1,000 m^3 まで		291.6 円
	ϕ 50mm	8,640 円	1,001 m^3 以上		302.4 円
	ϕ 75mm	21,600 円	公衆浴場用	101 m^3 以上	86.4 円
	ϕ 100mm	43,200 円		11~30 m^3 まで	691.2 円
	ϕ 150mm	108,000 円	臨時用	31 m^3 以上	777.6 円
	ϕ 200mm	194,400 円			
	ϕ 250mm	216,000 円			
公衆浴場用		100 m^3 まで	5,670 円		
臨時用		10 m^3 まで	5,616 円		

4) 組 織

2017（平成 29 年）4 月から水道事業と下水道事業を所管する上下水道部となっています。現在、本市の上下水道事業を運営する組織体制は、以下のとおりです。

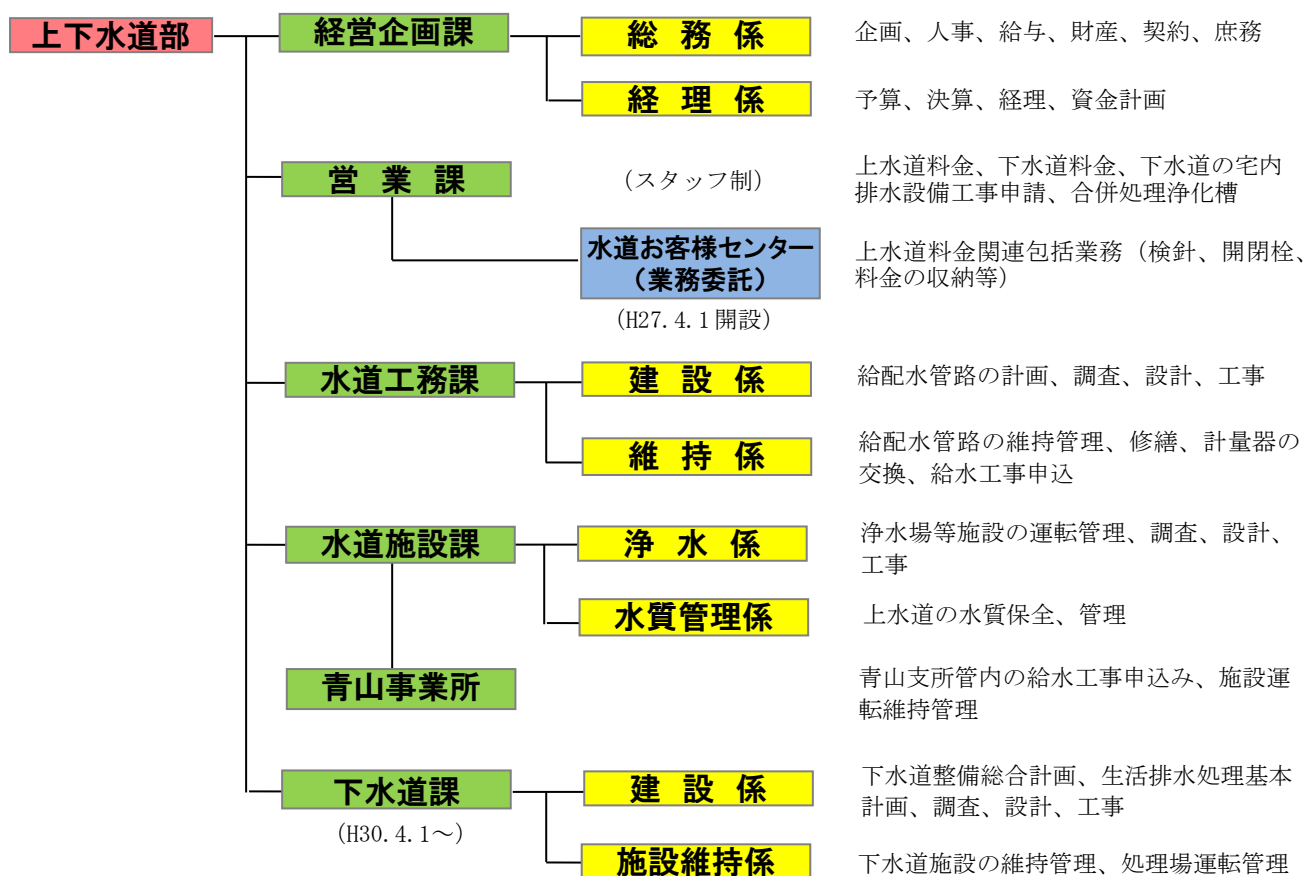


図 3-1 組織体制図

本市水道事業の 2017（平成 29）年度における職員は 44 名、このうち 10 名が臨時職員で、正規職員の平均年齢は 46 歳です。今後 10 年以内に退職する 50 歳以上の職員は約 35% で、職員の高齢化が進んでいます。

（2）これまでの主な経営健全化の取組

合併前の水道事業は、老朽化した施設や規模の小さな水道施設が広範囲に点在しており、非常に運用効率の悪い状態であったことから、小規模施設等の統廃合を進めてきました。

これ以外にも、民間企業の経営手法や管理運営のノウハウを活用し、経営の効率化を図るため、2005（平成 17）年度から守田浄水場（現在廃止済み）、2010（平成 22）年 4 月から、ゆめが丘浄水場をはじめとする浄水場施設の夜間休日における監視、点検等を行う「運転管理業務」を民間企業へ委託しています。

また、2015（平成 27）年 4 月から水道料金等関連業務についても民間企業へ委託し、「伊賀市水道お客さまセンター」を開設しました。これに伴い、以前は職員が行っていた窓口受付、開閉栓、料金徴収等業務や個別に外部に発注していた検針業務の集約化を図り、大幅に職員数を削減しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

三重県 伊賀市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A4	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	65.37	99.42	3,456	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
93,892	558.23	168.20
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
92,821	215.80	430.13

平成29年3月31日現在

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 平成28年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

【経常収支比率】【累積欠損金比率】【料金回収率】

経常収支比率、料金回収率ともに100%以上で推移しており、累積欠損金も発生していないことから、収益性は良好であると言えるが、給水収益は今後、給水人口と水需要の減少に伴い緩やかに減少していくと見込まれることから、経常経費の節減と効率的な施設利用の取り組みを進めていく必要がある。

【流動比率】

建設改良費等の財源に充てる企業債（流動負債）が減少傾向にあること等から、数値は改善傾向にある。

【企業債残高対給水収益比率】

基幹施設への先行投資の影響等により、類似団体と比較しても高い傾向にあるが、企業債残高の減少に伴い年々減少している。

【給水原価】

年々低減傾向にはあるが、類似団体との比較では依然として高い水準で推移しているため、効率的な施設利用による維持管理費の削減等、原価に占める経常経費の一層の節減が必要である。

【有収率】

主に漏水に起因すると考えられるため、無収水量・無効水量の削減に向け、漏水箇所の特定及び修繕に努めるとともに、配水ブロックの見直しによる効率的な配水システムの確立を目指す。

2. 老朽化の状況について

基幹的施設であるゆめが丘浄水場がまだ新しいことから、有形固定資産減価償却率は類似団体と比較して低い値となっている。

管路更新率が低い値で推移しているため、管路管理システムのバージョンアップを図るとともに早急に更新計画を策定し、計画的に更新を進めていく必要がある。

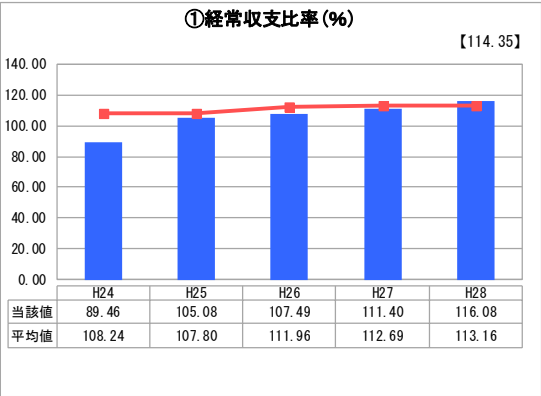
（※管路経年化率が平成27年度に急増しているが報告誤りによるもので、正しくは5.70%である）

全体総括

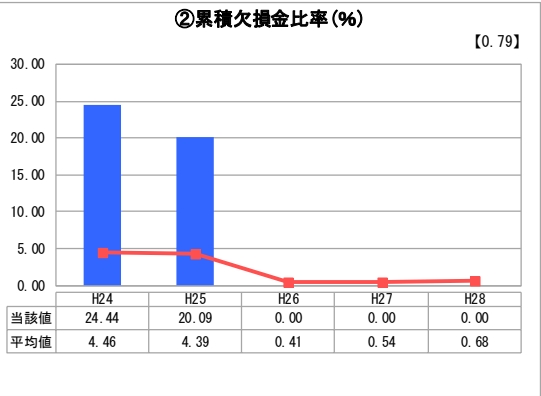
平成29年3月に伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）を策定し、計画期間である平成29年度から平成43年度までの15年間の収支見通しでは、企業債の減少等により、現状の料金体系を維持した事業運営が可能であると判断している。

今後はこの水道事業ビジョンに基づき、将来の事業環境を見据えた持続可能な水道事業の運営に向け、市内で最も新しい浄水場施設であるゆめが丘浄水場を最大限に活用することを前提に、非効率な施設の統廃合、ダウンサイジングを行うことで施設利用率の向上を図るとともに、更なる経費の削減や、耐用年数を超える管路、老朽化施設の更新・耐震化等を計画的に進めたい。

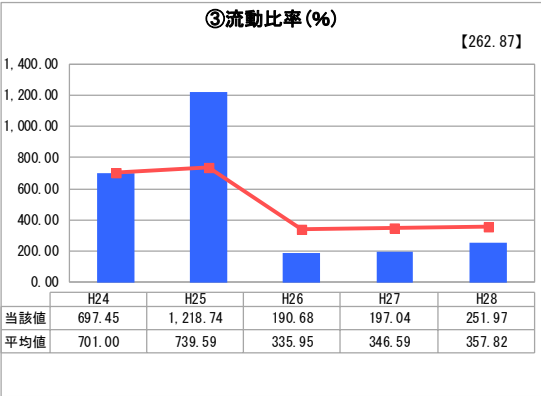
1. 経営の健全性・効率性



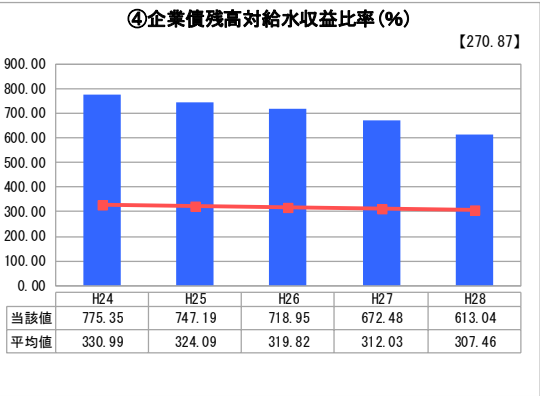
「経常損益」



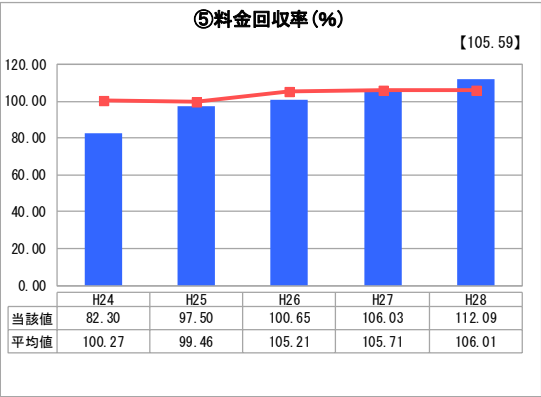
「累積欠損」



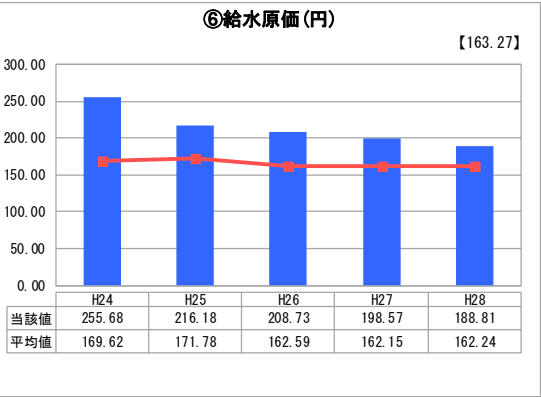
「支払能力」



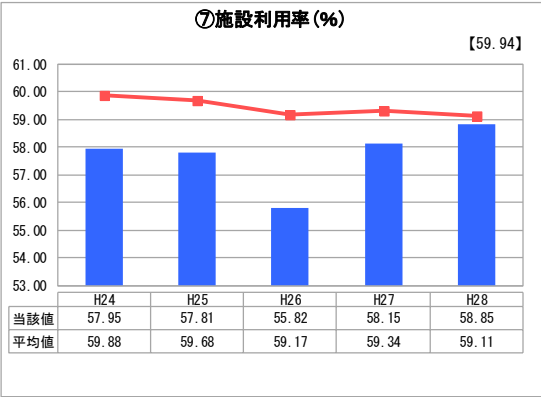
「債務残高」



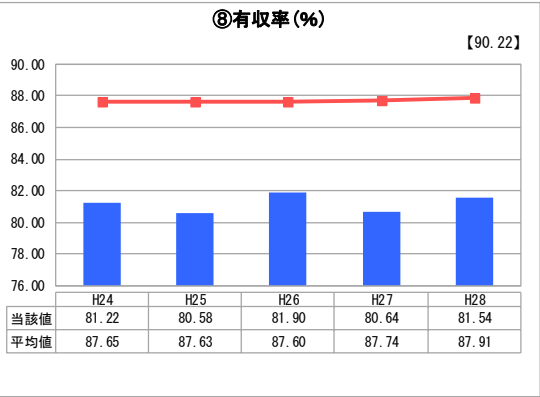
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

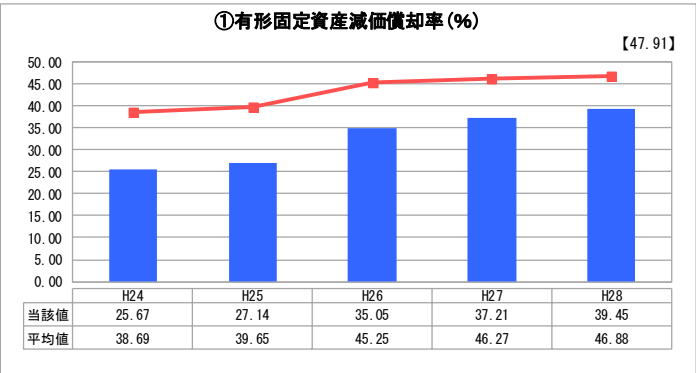


「施設の効率性」

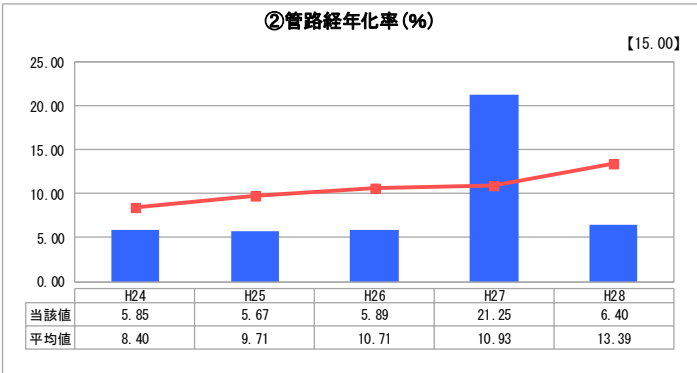


「供給した配水量の効率性」

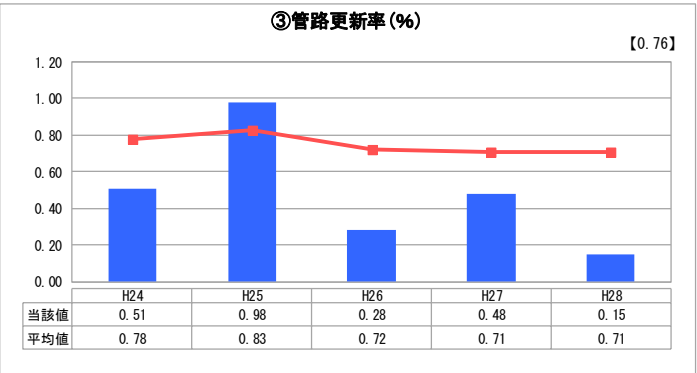
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年化率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

4. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

伊賀市水道事業の給水人口は、給水普及率の向上に伴い増加してきましたが、2007（平成 19）年度（97,988 人）をピークに、行政区域内人口の減少に伴い減少し続けています。

本市では、現在の社会経済情勢などを踏まえ、市の施策の方向性を示した「伊賀市人口ビジョン」を策定しており、水道事業体としても市の政策と整合を図る必要があることから、本推計における伊賀市全体の行政区域内人口は伊賀市人口ビジョンの値を参考にしています。

なお、伊賀市人口ビジョンによる推計値は 5 年間隔であるため、推計値間は直線補間により算出しています。伊賀市人口ビジョンの推計は、基準年を 2010（平成 22）年度としていることから、水道事業基本計画における予測値では、計画策定時点の実績値との差異分を減ずることで補正を行っています。

行政区域内人口の減少を受け、給水人口は 2016（平成 28）年度の実績値 89,223 人から、2031（平成 43）年度には 81,300 人まで約 9%減少すると予測しています。

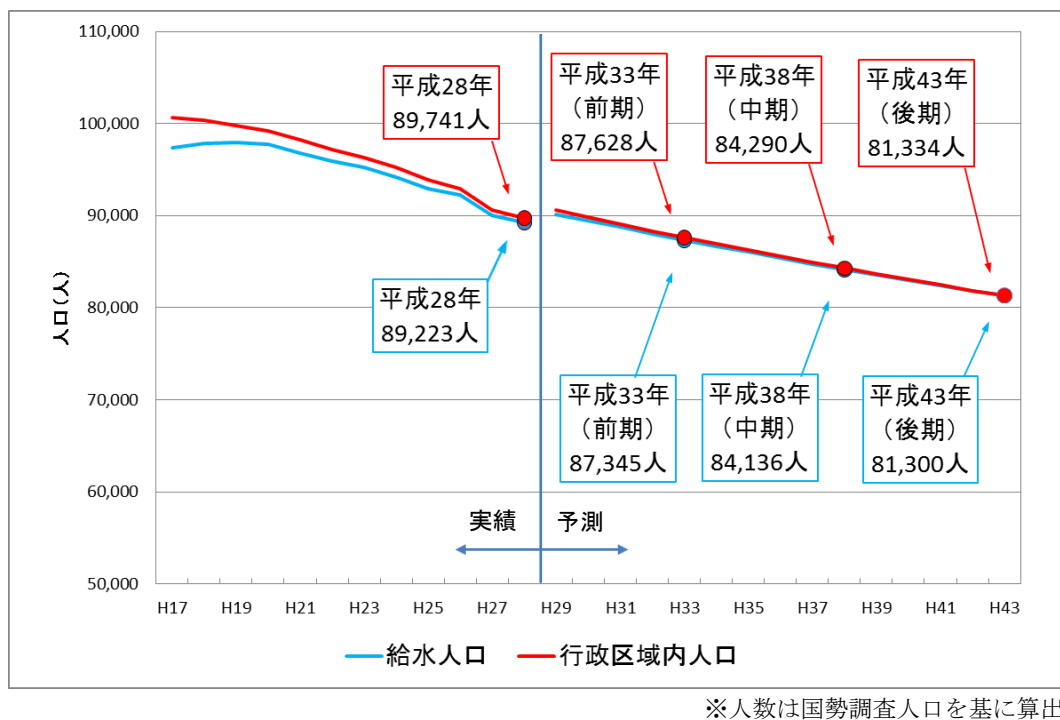


図 4-1 給水人口・行政区域内人口

(2) 水需要の予測

有収水量*は、合併後の 2005（平成 17）年度（35,565m³/日）より減少し続けており、給水人口の減少や節水意識の向上、節水機器の普及等が影響していると考えられます。

一日平均給水量は、2007（平成 19）年度（41,571m³/日）をピークに増減を繰り返しながら 2016（平成 28）年度まで緩やかに減少しています。

※有収水量：料金徴収の対象になった水の量。生活用水量、業務・営業用水量、工場用水量、その他用水量に分類される。

一日最大給水量も、一日平均給水量と同様に、2007（平成 19）年度（51,029m³/日）をピークに増減を繰り返しながら 2016（平成 28）年度まで緩やかに減少しています。

水需要予測は、料金収入が見込まれる水量（有収水量）を支所別、用途別（生活用、業務・営業用、工場用、その他用）に分けて将来の傾向を分析し、別途、工場等の企業立地による新規需要を加算することで将来の値を予測しています。

生活用水量は、以下の式で算出します。

$$\text{生活用水量 (m}^3/\text{日)} = \text{給水人口 (人)} \times \text{生活用水量原単位 (ℓ/人/日)} \div 1,000$$

生活用水量原単位の実績値は、節水機器の普及等により減少傾向が続いています。しかし、節水機器の普及も定着しつつあり、今後は減少傾向が緩やかになると予測しています。ただし、給水人口の減少により、生活用水量については減少傾向が続きます。

業務・営業用水量の実績値は、節水や景気動向の影響等を受けやすく、小幅な増減を繰り返しており、今後は緩やかな減少傾向を予測しています。

工場用水量の実績値は、既存工業団地への上水道供給開始等により緩やかな上昇傾向が見られます。今後も新たな産業用地への企業誘致による需要増を見込んでおり、工場用水量は緩やかに増加するものと予測しています。

その他用水量は、雑用水など、上記の用途以外のものであり、過去の実績値をみると増減を繰り返しています。一定の傾向を示していないため、実績平均値を予測値としています。

一日平均給水量

将来の一日平均給水量は、以下の式で算出します。

$$\text{一日平均給水量 (m}^3/\text{日)} = \text{有収水量 (m}^3/\text{日)} \div \text{有収率}^*(\%)$$

※有収率：配水池から各家庭などへ送られる水量に対する有収水量の割合

2016（平成 28）年度現在の有収率は 81.5%ですが、計画的な老朽管路の更新や漏水対策を実施することで、2031（平成 43）年度に 88%程度とすることを目標に設定しています。

一日最大給水量（計画給水量）

水需要が最も高い日に対応できるよう、施設の整備を図っていく必要があるため、一日最大給水量（計画給水量）を設定します。

将来の一日最大給水量は、以下の式で算出します。

$$\text{一日最大給水量 (m}^3/\text{日)} = \text{一日平均給水量 (m}^3/\text{日)} \div \text{負荷率}^*(\%)$$

※負荷率：一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合。需要変動が大きいほど低くなる。

負荷率は地域の状況や年間を通じての気象条件、季節的な需要変動等によって大きく影響を受けます。断水のない安定した水道事業の構築を目指すことから、支所単位で特異値を除いた近年５ヵ年実績最低値を設定しています。

以上により算出した一日最大給水量は、計画初年度以降、緩やかな減少傾向を示しており、2031（平成 43）年度には 42,628m³/日まで減少すると予測しています。

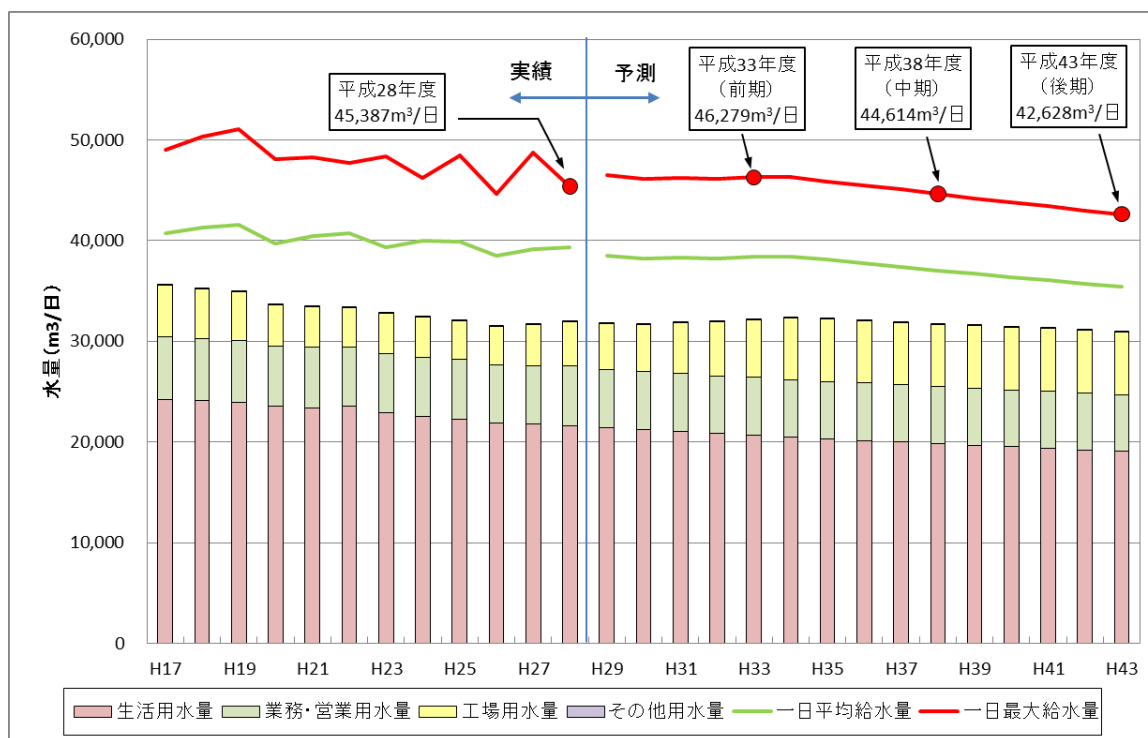


図 4-2 有収水量、一日平均給水量及び一日最大給水量

(3) 料金収入の見通し

給水人口の減少傾向に伴い、生活用水、業務・営業用水に係る料金収入は減少していきますが、工場用水では、新たな企業の進出などによる水需要の増加に伴う増収を見込んでいるため、全ての用途を合わせた料金収入は、2022（平成 34）年度まで同程度で推移し、2023（平成 35）年度以降は緩やかに減少していくと予測しています。

(4) 施設の適正化の見通し

1) 水道施設

本市水道事業は、2016（平成 28）年度現在で、21 カ所の浄水場と 70 カ所の配水池（調整池含む）のほか、約 1,370km の管路などの施設を保有しています。

1934（昭和 9）年創設から 80 年以上経過する中で、老朽化が進んでいる施設があり、今後、更新需要の集中が想定されます。

浄水場では保有施設の約 25%が、また、配水池では伊賀市全体の約 48%が 20～30 年後に法定耐用年数（60 年）を迎えます。

このような中で、今後、取水量が不安定な施設、老朽化した施設、耐震補強が必要な施設、小規模であり運用効率が悪い施設などについては、廃止または減少していく給水人口に見合った規模の適正化（縮小）など、効率的な運用に向けた施設の再構築を計画的に進めます。また、遠方監視システム※や集中管理体制の導入を図るとともに、各地区の施設運用情報を集約化、データ整理及び分析を行うことにより、日常管理の適正化を実施していきます。

※遠方監視システム：遠隔地に設置された流量計、水圧計及び水質計などの測定データを電話回線などを利用して伝送する監視システム。

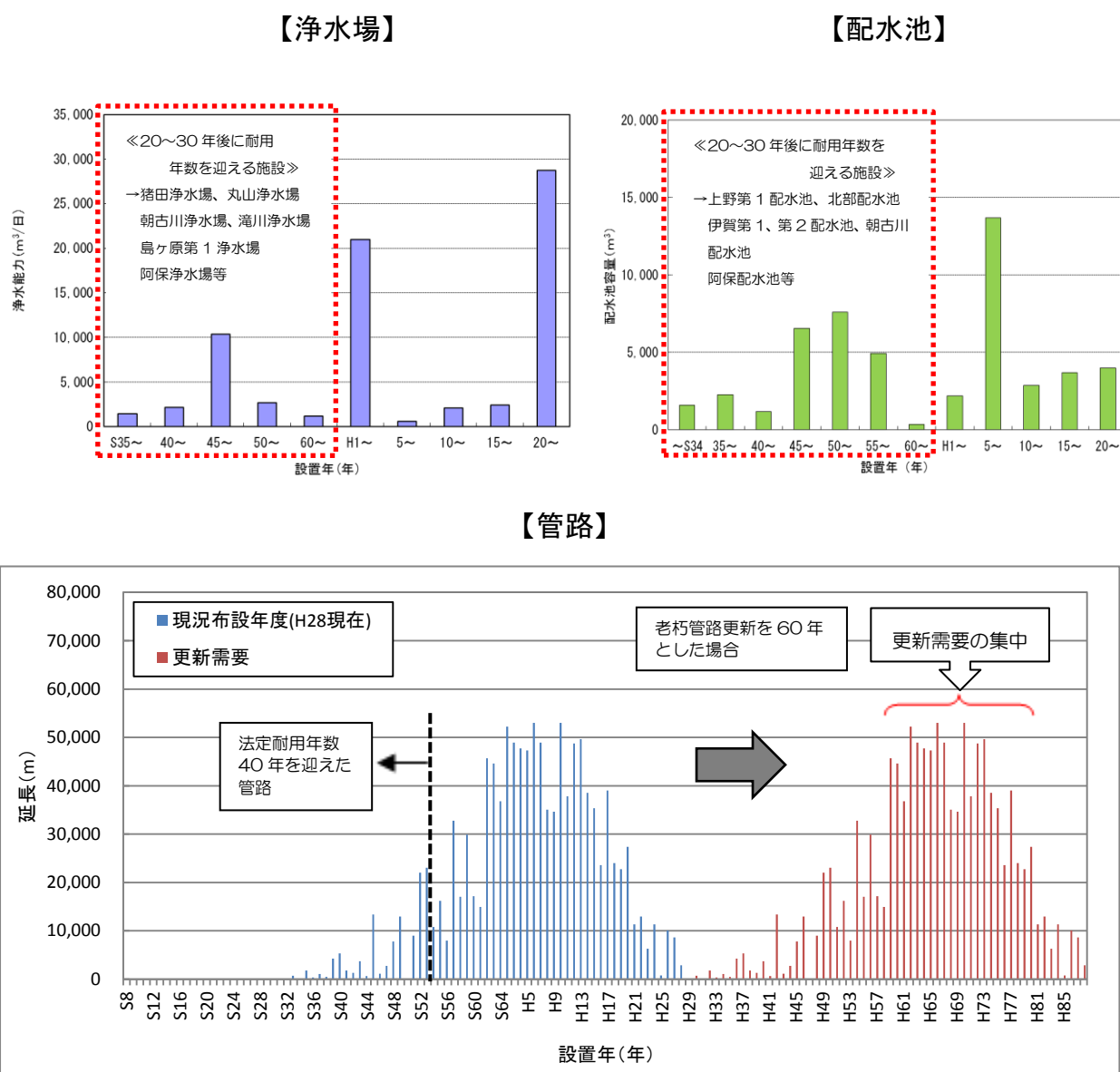


図 4-3 施設・管路の設置年度分布（2016（平成 28）年度現在）

2) 管路

管路については、現在運用している管路管理システムについて、正確な現状把握のため全ての管路の布設年度、管種、管網解析等の情報が一括管理できるよう改良を行い、大規

模災害や管路事故発生時における被害想定区域の明確化を可能とすることで、初動対応の迅速化と影響区域の最小化を図ります。また、長期的な更新需要の見通しを踏まえながら管路診断を実施し、管路内面洗浄や内面更正工事などの経済比較を行い、計画的な更新に努めます。老朽管路の更新の際には、効率的な配水区域の見直しや口径の見直し、道路事情及び交通量等の検討を行い、耐震性を有する経済的な管種を採用するなど、コストの削減に努めます。

（５）組織の見通し

伊賀市定員適正化計画に基づく職員数削減や組織のスリム化の取り組みに伴い、水道事業においても事業の効率化に取り組む中で、2005（平成 17）年度から浄水場施設の夜間休日における運転管理業務を、2015（平成 27）年 4 月から水道料金等関連業務を民間企業に委託しており、こうした民間手法の活用に伴い、職員数は2012（平成 24）年度の64名から、2017（平成 29）年度には44名（臨時職員を含む）まで合理化を進めてきました。

また、2017（平成 29）年度から、これまでの水道部と建設部下水道課を上下水道部として組織統合し、共通業務の集約や維持管理コストの縮減、投資的経費の平準化、効率的な組織体制の構築など、安定した事業運営の実現に向けた取り組みを進めています。

こうした取り組みの中、さらなる経営の効率化を進めていくため、現在、浄水場など施設の夜間休日における監視、点検等を民間企業へ委託し実施している運転管理業務について、委託施設数や平日昼間を含めた委託時間数の拡大、さらには水処理等薬品購入や施設の保守、修繕等を含めた包括委託を行うことや、水道料金等関連業務委託の範囲を拡大するなど、さらなる民間的経営手法の活用について調査及び検討を行っていきます。

なお、今後、持続的な事業運営を行うために、熟練職員が培った管理技術の次世代への継承をはじめ、長期的な視点での職員教育の充実や職員の適正な配置に取り組めます。

５．経営の基本方針

市町村合併後の給水人口の減少や、急速に老朽化を迎える水道施設の更新、東日本大震災や熊本地震などを教訓とした南海トラフ地震への備えなど、近年、水道事業の経営を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況のもと、本市水道事業では、将来にわたって安全でおいしい水の供給、強靱な水道施設の構築、健全な経営の持続に取り組んでいくため、「第2次伊賀市総合計画」や厚生労働省の「新水道ビジョン」などの計画を踏まえ、2008（平成 20）年に策定した「伊賀市水道事業基本計画（地域水道ビジョン）」を長期的な視点で見直し、水道事業のめざす将来像を実現するための課題や施策を明らかにした「伊賀市水



道事業基本計画（水道事業ビジョン）」を2017（平成29）年3月に策定しました。

この計画では、2017（平成29）年度から2031（平成43）年度までの15年間の計画期間とし、今後の事業環境を踏まえつつ、さまざまな課題に適切に対応していくため、計画の基本理念である “「安心・安定」と「信頼」を未来につなげる伊賀の水道” の実現に向け、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から基本方針とそれに基づく実現方策を推進します。

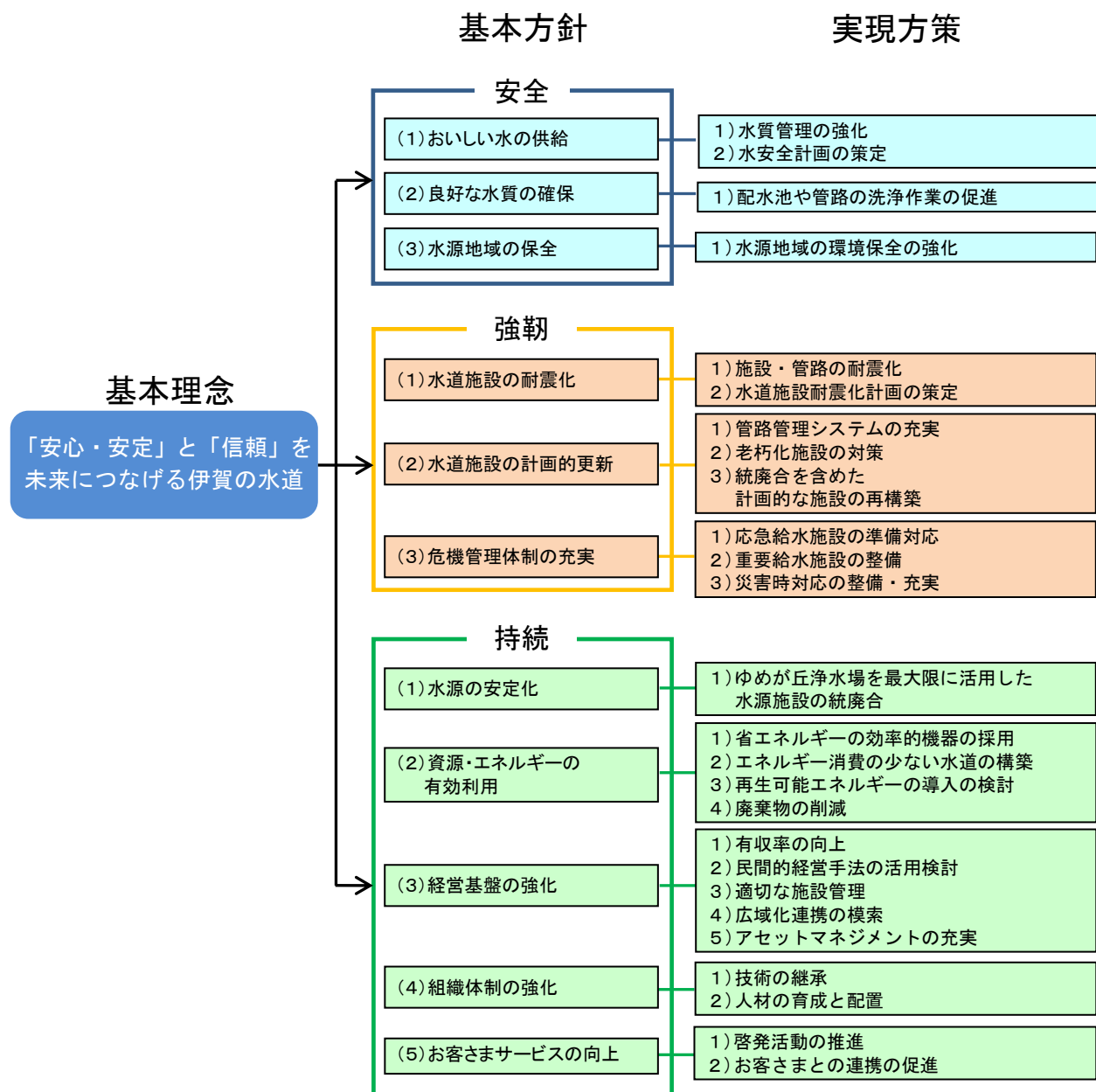


図5-1 伊賀市水道事業基本計画（水道事業ビジョン）の施策体系

6. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

17 頁～18 頁 別紙2、別紙3のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

1) 投資について

① 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

2023（平成 35）年 4 月からの川上ダムの運用開始に伴い、木津川の安定水利権が取得でき、ゆめが丘浄水場が最大限活用可能となることから、老朽化及び水源水質に問題を抱える浄水施設 7 施設を運用廃止し、残る 14 施設の運用を継続する計画です。

さらに施設の更新に伴い、2022（平成 34）年度に阿保浄水場、2032（平成 44）年度には滝川浄水場について、給水需要に見合った規模、能力に改修する計画です。

施設の更新、設備の改修の際には、設計・施工の最適化、使用材料の見直し等を行い、コストの縮減に努めます。

表 6-1 取水・浄水施設の問題点と将来計画

地区名	浄水場					問題点 (取水施設及び浄水施設)	現況 取水量	将来計画
	施設名	浄水能力 (m ³ /日)	設置年度	耐震性	対象水源			
上野	小田浄水場	19,100	H2	耐震補強不要 (診断済)	・小田水源(伏流水)(浅井戸) ・北川原水源(浅井戸) ・小田第2水源(浅井戸) ・三田水源(浅井戸)	・電気・機械類の更新時期 ・井戸の取水能力が低下している ・時期によって取水量が不安定	12,478	井戸水源の取水量低減
	上野西部浄水場	583	H7,H22	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・上野西部水源(深井戸)	・特に無し	255	現況と同様に運用
	猪田浄水場口	700	S36	耐震診断が必要	・猪田第1水源(浅井戸)	・耐震診断が必要 ・取水能力が低下している ・小規模であり運用効率が悪い	156	廃止
	丸山浄水場	765	S39	耐震診断が必要	・丸山第1水源(浅井戸)	・耐震診断が必要 ・井戸の取水能力が低下している ・小規模であり運用効率が悪い	193	廃止
	比自岐高山浄水場	500	H12	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・比自岐高山水源(滝川ダム)	・特に無し	230	現況と同様に運用
	諏訪浄水場	318	S46	耐震診断が必要	・諏訪水源(表流水)	・耐震診断が必要 ・地勢上、他水源からの運用が困難である	263	現況と同様に運用
	比土浄水場	632	S55	耐震診断が必要	・比土第2水源(浅井戸) ・比土第3水源(浅井戸)	・耐震診断が必要 ・井戸の取水能力が低下している ・小規模であり運用効率が悪い	355	廃止
伊賀	朝古川浄水場	2,000	S48	耐震診断が必要	・朝古川水源(表流水) ・岡鼻水源(表流水)	・耐震診断が必要 ・流況悪化により取水困難な時期がある(200m ³ /日)	1,498	廃止
	滝川浄水場	8,030	S49	耐震補強が必要 (診断済)	・塚脇水源(表流水) ・塚脇第1水源(浅井戸) ・塚脇第2水源(浅井戸)	・耐震補強が必要 ・機械・電気類の更新時期 ・全面更新にかかる費用が高い	3,808	取水量低減と 浄水場規模の縮小
阿山	玉滝浄水場	1,870	H3	耐震診断が必要	・横山第1水源(表流水)	・耐震診断が必要 ・電気・機械類の更新時期 ・河川状況が不安定 (降雨時の水質悪化)	637	廃止
	丸柱浄水場	1,165	S60	耐震診断が必要	・西米の川ダム水源(ダム水)	・耐震診断が必要 ・阿山地区の約50%を占める	1,016	現況と同様に運用
島ヶ原	第1浄水場	645	S40	耐震診断が必要	・第1水源(表流水)	・耐震診断が必要 ・現在予備化済(H21～) ・維持管理費がかかる ・農業用水の余剰水を取水している	0	予備から廃止
	第2浄水場	700	H19	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・第2水源(表流水)	・特に無し	258	現況と同様に運用
大山田	山田浄水場	2,850	S42,H12	一部 耐震診断が必要	・山田水源(浅井戸) ・馬野川水源(表流水)	・一部耐震補強が必要 ・流況悪化時に取水量が低減 (山田水源) ・安定的に取水するためには 施設の改良が必要(山田水源)	1,518	現況と同様に運用 (山田水源:取水量の低減) (馬野川水源:現況と同様に取水)
	剣谷浄水場	100	S51	耐震診断が必要	・剣谷水源(表流水)	・耐震診断が必要 ・小規模であり運用効率が悪い	135	廃止
	阿波浄水場	792	H18	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・稲妻川水源(表流水) ・高良城川水源(表流水)	・特に無し	644	現況と同様に運用
	馬野浄水場	183	H20	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・馬野水源(表流水)	・特に無し	133	現況と同様に運用
	阿保浄水場	2,030	S57	耐震補強が必要 (診断済)	・阿保第1水源(表流水) ・阿保第2水源(浅井戸)	・耐震補強が必要 ・機械・電気類の更新時期	1,172	取水量低減と 浄水場規模の縮小
青山	上津浄水場	170	H12	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・滝水源(浅井戸)	・特に無し	67	現況と同様に運用
	南部浄水場	760	H17	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・青山南部水源(表流水)	・特に無し	475	現況と同様に運用
伊賀広域	ゆめが丘浄水場	28,750	H21	耐震補強不要 (耐震基準適合)	・川上ダム水源(ダム水)	・特に無し	14,407	各地区へ供給

表 6-2 主な施設等の整備年度計画表

事業内容			前期期間					中期期間					後期期間					
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	
施設更新	阿保浄水場更新																	
	滝川浄水場更新																	
	北部配水池更新																	
	島ヶ原第2配水池更新																	
	伊賀第1配水ポンプ更新																	
補強 耐震	丸柱浄水場耐震補強																	
	山田浄水場耐震補強																	
老朽化設備更新	小田浄水場	機械設備																
		電気設備																
	三田水源地改修																	
	三田中継ポンプ場	機械設備																
		丸柱浄水場	機械設備															
		電気設備																
		ゆめが丘浄水場	機械設備															
	電気設備																	
	導水ポンプ場	機械設備																
		電気設備																
	上野南ポンプ場	機械設備																
		電気設備																
	東部配水場	機械設備																
		電気設備																
	上ノ庄中継ポンプ場	機械設備																
電気設備																		
配水管布設	上野地区配水管布設																	
	伊賀地区配水管布設																	
	島ヶ原地区配水管布設																	
	大山田地区配水管布設																	
	青山地区配水管布設																	
経年管の更新																		

② 防災・安全対策

浄水場、配水池等の基幹施設の耐震化について、規模の大きな施設は概ね耐震化済み（浄水場：72.9%、配水池：82.4%（H28 年度末現在））ですが、一部耐震診断、耐震補強が必要な施設があります。また、管路の耐震化率は 7.0%（H28 年度末現在）と低い値に留まっており、管路耐震化事業や老朽管更新事業を進めていく必要があることから、厚生労働省の「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、2022（平成 34）年度までに水道施設耐震化計画を策定し、2025（平成 37）年度に計画している丸柱浄水場、山田浄水場の耐震補強をはじめ、重要施設や基幹管路など優先順位を決め、効率的に耐震化を図っていきます。

また、施設の遠方監視システムや集中管理体制の導入を図り、各地区の施設運用情報

を集約化しデータ整理及び分析を行うことにより、大規模災害や事故発生時における被害想定区域の明確化を可能とすることで、初動対応の迅速化と影響区域の最小化を図ります。

大地震等の大規模な災害が発生した場合に備え、三重県、日本水道協会中部地方支部、伊賀市上下水道協同組合との間で応援協定を結んでおり、これらの機関との連携により、早期の復旧に取り組みます。また、災害発生時には応急復旧活動を迅速に実施する必要があることから、危機管理マニュアルを適宜更新し、日頃の対応訓練の実施により管理体制の強化を図ります。

また、広域連携として、近隣事業体との合同訓練や災害対策の実施等について検討していきます。

③ 有収率の向上

市内には、耐用年数を迎えつつある古い管路が多く残っている地域や、配水区域の高低差が水圧に与える影響から漏水量が増加している地域があり、定期的に漏水調査を行っていますが、有収率は類似団体の平均値を下回っているため改善の必要があります。

有収率が低いと水道水を送水するためのエネルギーや費用が無駄になることから、正確な管路の被害状況や老朽化の把握を行えるよう、管路管理システムを改良、充実させ、より効果的な漏水調査や管路更新事業に計画的に取り組み、有収率の向上に努めます。

④ 水質管理の強化

水道水には、殺菌のために必ず一定量以上の塩素（0.1mg/L）が含まれている必要がありますが、配水の過程で徐々に塩素が揮発し濃度が低くなっていきます。しかし、浄水場を出る時点の塩素濃度を高く設定するとカルキ臭が強い水になってしまうため、長距離配水経路では、中間地点等に塩素注入箇所を設け、塩素濃度を適切に調整することにより、安全でおいしい水の供給に努めます。

また、老朽化した水道管の内面に鉄さびなどが付着し、それが剥離することで生じる赤水や濁りの対策のため、恒常的に濁りが発生している地区で特に濁水頻度の高い管路から優先的に水道管の洗浄を行うことにより良好な水質の確保を図ります。

⑤ 広域化の検討

近隣自治体を含めた広域圏全体で将来像が共有できるよう、三重県や他自治体との連携を強化し、まずは「できるところからの協力」を柔軟に検討します。

2) 財源について

水道料金収入は、今後緩やかに減少していきませんが、減価償却費及び企業債の支払い利息も減少するため、水道事業基本計画の計画期間（2017（平成 29）年度～2031（平成 43）年度）中、収支の黒字が見込めます。

施設の建設事業等に関わる収支としては、川上ダム建設負担金に係る企業債について、2014（平成 26）年度から利息のみを支出しており、2019（平成 31）年度から元金償還

が始まります。また、2023（平成 35）年度からはダム完成による建設負担金の支出も必要となりますが、これまで市内全域の水道施設整備に要した企業債借入金や、今後借入れを見込んでいる借入金の元金償還金はそれ以上に減少していきます。（16 頁 別紙 1 図 6-1 参照）

これらのことにより、大きな社会経済情勢の変化がない限り、計画目標年度である 2031（平成 43）年度まで現行の水道料金で健全に事業運営していくことが可能であると見通しています。

投資・財政計画（18 頁）に計上している国庫補助金、出資金、企業債については、それぞれ補助対象事業を、繰入金については基準内繰入を財源として計上しています。

また、資産の有効活用として、未利用地や施設の統廃合に伴う跡地等の売却・貸付、施設の一部空間の貸付などによる活用について検討を行っていきます。

3）投資以外の経費について

水需要に応じた施設の統廃合を進めることにより効率的な施設運用を行い、維持管理に係る人件費、委託料、動力費、薬品費等の削減を図ります。また、事務部門においても所管業務の標準化等による業務の効率化を図ります。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

1）投資についての検討状況等

広い市域に集落が点在する地理的条件から、保有する管路総延長が同規模事業体と比べ約 2 倍近くあり、水道事業の現在の財政的、人力的な規模等を考慮すると管路の更新率を高めるのが難しい状況です。現時点では、老朽管の割合は低いものの、主要管路以外の管路の耐震化率も低いため、管路管理システムについて、全ての管路の布設年度や耐震管の布設状況を一括管理できるよう、早急に改良するとともに、水道施設耐震化計画を策定し、重要施設や基幹管路など優先順位に基づく耐震化と、効果的な更新による長寿命化を図ります。

また、災害時等における断水被害の低減を図るため、送配水基幹管路のネットワーク化等の検討を行います。

2）財源についての検討状況等

① 料金制度の検討

健全な水道事業を運営していくための水道料金収入は、平成 24 年度から平成 28 年度にかけての 5 年間の推移を見ると、有収水量は 1.3%減少しているものの、料金収入は 2.3%増加しており、5 年間で最も有収水量が減少した平成 26 年度を境に、水量、料金とも現在まで緩やかな伸びが見られています。

この要因として、有収水量の約 70%を占める生活用水の水量は、人口減少に比例して 3.8%減少しているものの、業務・営業用水では 1.5%、工場用水では 10.0%の増加が見られ、事業活動に伴う水需要の伸びが大きな要因となっています。この事業活動での水需要を使用水量規模で見ると、大口需要者では特にこの傾向が表れており、料金収入面で

は企業活動が市民生活を支える構図が見て取れます。

今後の水需要予測においては、平成 29 年 4 月に給水を開始した佐那具工業団地や、新たな産業用地として民間主導による開発を計画している南部丘陵地への企業誘致による需要を見込んでいますが、少しでも水道水を使っていただき易くすることで、企業活動や生産意欲を伸ばしていただくことは、水道事業にとっても水需要の確保や獲得に繋がることから、事業の効率化やコスト管理の徹底とともに、事業環境と収支を見通した上で、現在の通増料金制の料金体系の中で、大口需要者の料金軽減制度等について調査、研究します。

② 収納率の向上

水道料金の収納率の向上を図るためには未収金の削減が不可欠であることから、戸別訪問や催告等を行うなど、お客様の事情も汲み取りながら滞納整理業務を強化するとともに、条例に基づいて給水停止措置を執行することなど未収金の回収に努めます。

こうしたことに加え、一元的に債権回収を担当する債権管理課との連携を強化し、回収に困難を極めている未収金については、法的措置等を行うなど収納率の向上を目指します。

また、お客様サービスの向上として、平成 29 年度から上下水道部の体制となったことを受け、現在の「水道お客様センター」から「上下水道お客様センター」へサービス体制の機能強化に向けた検討を行うとともに、水道管の漏水、凍結や水道料金の滞納等に係る相談窓口の充実を図ります。

3) 投資以外の経費についての検討状況等

過去に借り入れた高い利率の企業債について、平成 19 年度、平成 24 年度に借換による繰上償還を行いました。今後も補償金免除などの有利な条件が示された場合は、繰上償還を積極的に活用します。

また、今後、技術職員の高齢化は避けられない状況であるため、技術継承や業務のあり方を検討するとともに、施設の運転管理など民間委託の範囲の拡大や包括的な委託も視野に入れた検討を行っていきます。

7. 経営戦略の進捗管理

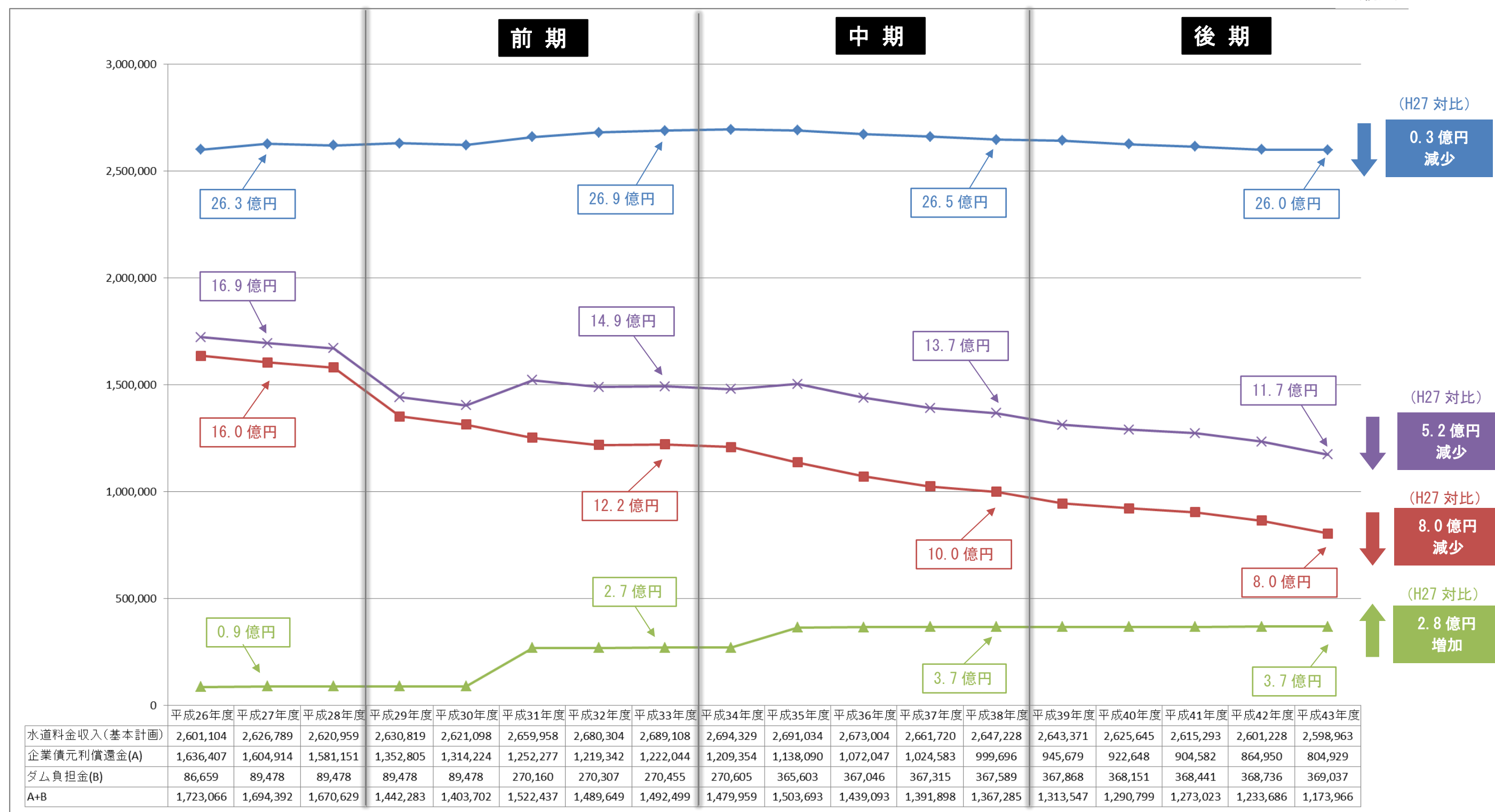
本経営戦略の進捗管理は、計画（Plan）、実施（Do）、検証・評価（Check）、改善・見直し（Action）を一連の流れで行う P D C A サイクルを活用します。

各年度当初にはその年度に実施する主な事業内容を、決算後にはその実施成果を市ホームページで公表します。

また、社会情勢や景気の動向を事業経営に適宜反映し、収支状況や施設更新事業等の進捗管理を的確に行っていくため、概ね 5 年を一区切りとして進捗状況の検証を行います。

図 6-1 水道料金収入と企業債償還金・ダム負担金の支出の見通し

(税込)



H27 年度（決算）に比べ、H43 年度の見通しは、水道料金収入は 0.3 億円減少し、ダム負担金の支払いは 2.8 億円増加するが、企業債元利償還金は 8 億円程度減少します。

【凡 例】

- ◆— 水道料金収入
- ×— 企業債元利償還金+ダム負担金
- 企業債元利償還金
- ▲— ダム負担金（利息を含む）

様式第2号
(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画(収支計画)

(税抜)																					
(単位:千円, %)																					
区 分			年 度		前々年度	前年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
収益的 収 入 支 出 ※1	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	2,455,864	2,440,973	2,450,104	2,441,102	2,454,488	2,450,800	2,458,803	2,463,550	2,460,554	2,444,164	2,433,906	2,420,731	2,417,225	2,401,110	2,391,699	2,378,912	2,376,854		
		(1) 料 金 収 入	2,432,212	2,426,814	2,435,944	2,426,942	2,440,328	2,436,640	2,444,643	2,449,390	2,446,394	2,430,004	2,419,746	2,406,571	2,403,065	2,386,950	2,377,539	2,364,752	2,362,694		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	13,097	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
		(3) そ の 他	10,555	5,159	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	
		2. 営 業 外 収 益	906,200	908,514	851,775	820,213	806,680	803,863	805,902	802,400	796,075	757,885	705,049	671,747	642,452	641,263	634,538	618,445	609,086		
		(1) 補 助 金	85,280	86,537	81,483	77,076	72,694	67,731	62,651	57,427	66,848	62,149	57,635	53,653	49,871	46,279	42,739	39,334	36,198		
		他 会 計 補 助 金	85,280	86,537	81,483	77,076	72,694	67,731	62,651	57,427	66,848	62,149	57,635	53,653	49,871	46,279	42,739	39,334	36,198		
		そ の 他 補 助 金																			
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	715,192	730,067	699,992	676,469	668,650	671,528	679,379	681,833	666,819	634,060	586,470	557,632	532,601	535,486	532,783	520,577	514,836		
		(3) そ の 他	105,728	91,910	70,300	66,668	65,336	64,604	63,872	63,140	62,408	61,676	60,944	60,462	59,980	59,498	59,016	58,534	58,052		
	※2 収 入 計 (C)	3,362,064	3,349,487	3,301,879	3,261,315	3,261,168	3,254,663	3,264,705	3,265,950	3,256,629	3,202,049	3,138,955	3,092,478	3,059,677	3,042,373	3,026,237	2,997,357	2,985,940			
	収 支	1. 営 業 費 用	2,549,879	2,616,918	2,626,432	2,584,818	2,576,717	2,498,514	2,572,044	2,468,246	2,714,265	2,649,900	2,605,785	2,533,220	2,496,673	2,535,252	2,531,269	2,542,431	2,572,429		
		(1) 職 員 給 与 費	269,757	310,720	276,500	294,058	292,642	273,114	318,264	270,314	322,551	270,314	293,067	270,314	281,413	310,485	270,314	270,314	282,813		
		基 本 給 与 費	122,734	131,892	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711	126,711		
		退 職 給 付 費	7,425	20,944	3,386	20,944	19,528		45,150		52,237		22,753		11,099	40,171			12,499		
		そ の 他	139,598	157,884	146,403	146,403	146,403	146,403	146,403	143,603	143,603	143,603	143,603	143,603	143,603	143,603	143,603	143,603	143,603		
		(2) 経 費	653,659	689,107	785,518	753,858	748,200	689,490	707,165	657,365	722,409	777,555	771,884	768,356	765,173	762,157	782,825	778,278	775,291		
		動 力 費	190,047	204,700	187,113	185,613	183,772	181,436	181,815	181,782	173,393	171,350	167,912	165,887	164,163	162,751	161,289	159,661	158,279		
		修 繕 費	53,055	83,669	164,331	118,035	126,139	88,641	88,641	79,550	79,550	82,277	79,550	79,550	79,550	79,550	79,550	79,550	79,550		
		材 料 費	18,792	17,800	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000		
		そ の 他	391,765	382,938	410,074	426,210	414,289	395,413	412,709	372,033	445,466	499,928	500,422	498,919	497,460	495,856	517,986	515,067	513,462		
		(3) 減 価 償 却 費	1,626,463	1,617,091	1,564,414	1,536,902	1,535,875	1,535,910	1,546,615	1,540,567	1,669,305	1,602,031	1,540,834	1,494,550	1,450,087	1,462,610	1,478,130	1,493,839	1,514,325		
		2. 営 業 外 費 用	468,228	439,847	414,474	391,377	368,677	345,079	322,662	300,166	319,923	299,065	280,265	262,184	246,333	233,168	219,893	205,960	193,247		
		(1) 支 払 利 息	377,137	350,323	324,996	301,899	279,923	259,243	239,794	220,316	199,210	181,363	166,831	153,098	141,675	133,021	124,339	115,085	107,138		
		(2) そ の 他	91,091	89,524	89,478	89,478	88,754	85,836	82,868	79,850	120,713	117,702	113,434	109,086	104,658	100,147	95,554	90,875	86,109		
		※3 支 出 計 (D)	3,018,107	3,056,765	3,040,906	2,976,195	2,945,394	2,843,593	2,894,706	2,768,412	3,034,188	2,948,965	2,886,050	2,795,404	2,743,006	2,768,420	2,751,162	2,748,391	2,765,676		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		343,957	292,722	260,973	285,120	315,774	411,070	369,999	497,538	222,441	253,084	252,905	297,074	316,671	273,953	275,075	248,966	220,264			
特 別 利 益 (F)		189,409																			
特 別 損 失 (G)		87,943	63,653	63,653	63,653	63,610	63,568	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545	4,545			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		101,466	△ 63,653	△ 63,653	△ 63,653	△ 63,610	△ 63,568	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545	△ 4,545			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		445,423	229,069	197,320	221,467	252,164	347,502	365,454	492,993	217,896	248,539	248,360	292,529	312,126	269,408	270,530	244,421	215,719			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		702,587	931,656	1,128,976	1,350,443	1,602,607	1,950,109	2,315,563	2,808,556	3,026,452	3,274,991	3,523,351	3,815,880	4,128,006	4,397,414	4,667,944	4,912,365	5,128,084			
流 動 資 産	資 産 (J)	2,958,510	3,016,075	3,126,397	2,982,833	3,051,062	3,144,172	3,292,980	3,233,811	3,206,638	3,125,680	3,309,819	3,392,035	3,508,231	3,706,547	3,836,109	3,968,690	3,992,792			
	う ち 未 収 金	382,571	346,247	349,102	347,675	348,388	348,031	348,210	348,121	348,165	348,143	348,154	348,148	348,151	348,150	348,151	348,150	348,150			
	流 動 負 債 (K)	1,501,441	1,250,768	1,249,456	1,333,888	1,332,853	1,371,173	1,380,707	1,333,495	1,357,471	1,374,647	1,338,993	1,402,754	1,475,780	1,463,592	1,431,098	1,456,754	1,382,553			
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,230,828	1,027,809	1,012,325	972,354	960,099	982,250	989,038	938,880	890,684	857,752	846,598	804,004	789,627	780,243	749,865	697,791	642,733			
	う ち 一 時 借 入 金																				
う ち 未 払 金		232,971	184,101	192,067	203,046	202,011	240,331	249,865	202,653	226,629	243,805	208,151	271,912	344,938	332,750	300,256	325,912	251,711			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)																					
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)																					
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		2,442,767	2,431,973	2,441,104	2,432,102	2,445,488	2,441,800	2,449,803	2,454,550	2,451,554	2,435,164	2,424,906	2,411,731	2,408,225	2,392,110	2,382,699	2,369,912	2,367,854			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)																					
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)																					
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)																					
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)																					
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)																					

※1 収益的収支
企業の一事業年度における営業活動により発生する収益とそれに対応する費用。地方公営企業法施行規則第12条別表第5号、予算様式第3条に規定されているため、「3条収支(予算)」ともいう。

※2 収益的収入
サービスの提供の対価としての料金収入などの「営業収益」、一般会計からの繰入金である他会計補助金などの「営業外収益」、固定資産売却益などの「特別利益」に分類される。

※3 収益的支出
サービスの提供に要する職員人件費や燃料・修繕・委託料等の物件費、減価償却費などの「営業費用」、企業債の支払利息などの「営業外費用」、固定資産売却損や過年度損益修正損などの「特別損失」に分類される。

投資・財政計画(収支計画)

年 度 区 分			(税込) (単位:千円)																
			前々年度	前年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
資本的収入※2	資本的収入	1. 企 業 債	192,700	126,600	158,200	158,000	155,200	223,400	227,500	109,200	143,900	204,100	166,700	248,100	343,000	327,500	286,000	317,200	179,800
		うち資本費平準化債																	
		2. 他 会 計 出 資 金	192,700	126,600	158,200	158,000	155,200	223,400	227,500	109,200	143,900	204,100	166,700	248,100	343,000	327,500	286,000	317,200	179,800
		3. 他 会 計 補 助 金	168,934	177,400	172,717	162,639	216,431	217,852	222,981	228,255	236,698	225,860	212,350	208,569	200,465	198,867	193,817	180,215	169,293
		4. 他 会 計 負 担 金																	
		5. 他 会 計 借 入 金																	
		6. 国（都道府県）補助金	220,677	126,666	158,266	158,000	155,266	223,466	227,566	109,266	143,966	204,100	166,700	248,133	343,066	327,500	286,000	317,266	179,833
		7. 固定資産売却代金	406																
		8. 工 事 負 担 金	18,343	42,500	101,000	101,000	101,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
		9. そ の 他		100,000	100,000	100,000													
		計 (A)	793,760	699,766	848,383	837,639	783,097	916,118	933,547	583,921	696,464	866,160	740,450	980,902	1,257,531	1,209,367	1,079,817	1,159,881	736,726
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																	
		純 計 (A)-(B) (C)	793,760	699,766	848,383	837,639	783,097	916,118	933,547	583,921	696,464	866,160	740,450	980,902	1,257,531	1,209,367	1,079,817	1,159,881	736,726
資本的支出※3	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	857,962	578,846	791,902	777,972	774,006	920,828	957,358	776,465	868,328	934,138	797,528	1,041,828	1,321,628	1,274,928	1,150,428	1,248,728	964,428
		うち職員給与費	43,945	45,007	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478	44,478
		2. 企 業 債 償 還 金	1,227,777	1,230,828	1,027,809	1,012,325	972,354	960,099	982,250	989,038	938,880	890,684	857,752	846,598	804,004	789,627	780,243	749,865	697,791
		3. 他会計長期借入返還金																	
		4. 他会計への支出金																	
		5. そ の 他					181,406	184,471	187,587	190,755	244,890	249,344	253,881	258,503	263,210	268,004	272,887	277,861	282,928
		計 (D)	2,085,739	1,809,674	1,819,711	1,790,297	1,927,766	2,065,398	2,127,195	1,956,258	2,052,098	2,074,166	1,909,161	2,146,929	2,388,842	2,332,559	2,203,558	2,276,454	1,945,147
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,291,979	1,109,908	971,328	952,658	1,144,669	1,149,280	1,193,648	1,372,337	1,355,634	1,208,006	1,168,711	1,166,027	1,131,311	1,123,192	1,123,741	1,116,573	1,208,421	
補填財源	補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,291,979	1,109,908	971,328	952,658	1,144,669	1,149,280	1,193,648	1,372,337	1,355,634	1,208,006	1,168,711	1,166,027	1,131,311	1,123,192	1,123,741	1,116,573	1,208,421
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額																	
		3. 繰 越 工 事 資 金																	
		4. そ の 他																	
		計 (F)	1,291,979	1,109,908	971,328	952,658	1,144,669	1,149,280	1,193,648	1,372,337	1,355,634	1,208,006	1,168,711	1,166,027	1,131,311	1,123,192	1,123,741	1,116,573	1,208,421
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)																			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)																			
企 業 債 残 高 (H)		16,356,221	15,251,993	14,382,384	13,528,059	12,710,905	11,974,206	11,219,456	10,339,618	9,544,638	8,858,054	8,167,002	7,568,504	7,107,500	6,645,373	6,151,130	5,718,465	5,200,474	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度 区 分			前々年度	前年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度
収益的収支分			86,740	88,538	83,483	79,076	74,695	69,731	64,652	59,427	68,848	64,149	59,635	55,654	51,872	48,280	44,740	41,334	38,198
	うち基準内繰入金		86,426	88,538	83,483	79,076	74,695	69,731	64,652	59,427	68,848	64,149	59,635	55,654	51,872	48,280	44,740	41,334	38,198
	うち基準外繰入金		314																
資本的収支分			168,934	177,401	172,718	162,640	216,432	217,852	222,981	228,256	236,699	225,861	212,351	208,569	200,465	198,868	193,817	180,216	169,293
	うち基準内繰入金		167,649	177,401	172,718	162,640	216,432	217,852	222,981	228,256	236,699	225,861	212,351	208,569	200,465	198,868	193,817	180,216	169,293
	うち基準外繰入金		1,285																
合 計			255,674	265,939	256,201	241,716	291,127	287,583	287,633	287,683	305,547	290,010	271,986	264,223	252,337	247,148	238,557	221,550	207,491

※1 資本的収支
資本的収支とは、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金などの投資的な支出及びその財源となる収入。
地方公営企業法施行規則第12条別表第5号、予算様式第4条に規定されているため、「4条収支(予算)」ともいう。

※2 資本的収入
建設改良に係る企業債、国庫補助金、一般会計からの補助金など、収益とは直接関係のない収入で、現金収入を伴うもの。

※3 資本的支出
施設整備などの建設改良費、企業債償還金(元金)など、費用とは直接関係ない支出で、現金支出を必要とするもの。